

大口町告示第91号

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年6月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱（平成24年大口町告示第102号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

- (4) 常用雇用者数 工場等を主たる勤務地とし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく予め解雇の予告を必要とする者で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく被保険者として雇用された者（派遣労働者、請負労働者及び出向者を除く。）の数をいう。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。